

「クレーンの運転業務に係る特別教育」実施のご案内

労働者を床上操作式クレーン等、つり上げ荷重 5 トン未満のクレーンの運転業務につかせる場合には、事業者は労働安全衛生法第 59 条に基づき、「当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」旨義務付けております。

このことから、特別教育を受けていない労働者にクレーン運転の業務を行わせた場合には、法違反を問われるとともに、万が一当該作業中に労働災害が発生した場合には、行政機関から厳しい処罰が課せられることになります。

そこで、桑名労働基準協会では四日市労働基準監督署のご指導の下、下記のとおり「クレーンの運転業務に係る特別教育」を実施することと致しましたので、是非この機会に特別教育未受講の方々に受講していただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1 開催日時・場所

- (1) 令和 8(2026)年1月16日(金) 9:00 ~ 17:00 【学科】

ヤマモリ体育館 2階 会議室(桑名市中央町 3-38)

〔車でお越しの方は、ヤマモリ体育館東側の立体駐車場(名鉄協商駐車場)をご利用ください。駐車券を会場までお持ちいただければ、無料になります。〕

- (2) 令和 8(2026)年1月18日(日) 8:30 ~ 17:00 【実技】

桑名金属ファインテック㈱ (旧 日立金属ファインテック)(桑名市桑部 1200)

2 受講費用 1 名当たりの受講費用(テキスト代を含む)

会員事業場 12,760 円 (内消費税 10% 1,160 円)

非会員事業場 15,950 円 (内消費税 10% 1,450 円)

3 定員 30 名(定員になり次第、締切ります。)

4 締切日 令和8(2026)年 1 月9日(金)

締切日以後のキャンセルは、受講料の返金できませんので、ご注意ください。

5 修了証 2 日間の全過程を終了した方に、「修了証」を交付します。

6 申込方法 「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAX・持参・郵送のいずれかの方法でお申込みください。

受講費用は、申込締切日までに下記振込先に納入をお願いします。

なお、振込手数料はご負担ください。

受講費用納入を確認後、受講券を事業場または申込者個人あてFAX送信いたします。

受講券は講習当日会場にご持参の上、受付時に提出してください。

7 振込先 桑名三重信用金庫本店 (普通)982280 桑名労働基準協会

8 申込先 桑名労働基準協会(桑名市中央町 3-23 桑名シティホテル 3 階)

TEL:0594-21-8341 / FAX:0594-23-7050

9 その他 ① 会場へは開始時刻の10分前までに集合してください

② 携行品:【学科】受講票、筆記用具、ノート

【実技】受講票、テキスト、長袖作業服、ヘルメット、安全靴、作業用手袋(軍手等) >>> 講習にふさわしい服装で参加してください

③ テキストは初日に会場でお渡しします。

④ 当日の緊急連絡先:070-4482-6309(協会にお電話いただいても不在です)